

行政書士法改正の 三つの山と業務を 広げる法人化への期待

盛武 隆氏

日本行政書士会連合会会長

日本行政書士会連合会会長としてリーダーシップを発揮され、 行政書士の地位向上に努められた盛武隆氏に、 6年間に及ぶ任期中の取り組みについて、 また今後の行政書士の業務の可能性についてうかがう。 (2003年6月17日インタビュー)

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫



行政書士法改正の三つの山

反町 この6月に勇退された盛武先生が日本行政書士会連合会(以下、日行連)会長として活躍された6年間は、規制改革、行政改革、司法制度改革が行われ、高度情報化が進展する激動の時期でした。その中にあってリーダーシップを発揮され、大きな業績を残された盛武先生に行政書士法改正を中心にお話をうかがってまいりたいと思います。

盛武 私の任期中、数次にわたって法 改正が行われましたが、大きな山は三つ ありました。一つ目の山は、報酬額規程 の改革です。それまで行政書士の報酬 額は枚数主義、つまり1枚書いていくらと いう料金体系でしたが、それを業務主義 に改正したものです。きっかけとなったの は規制改革委員会で、平成9年に行政 書士の業務独占の廃止を取り上げたこ とでした。これに対して組織を挙げて対 応し、業務独占の維持に成功したのですが、そのとき委員会は、規制緩和の一環として行政書士会と日行連の会則から報酬額の規程を削除する要求も打ち出してきたのです。

反町 会則に定められていた報酬規程 の削除は長年の懸案事項だったようで すが、内部には削除に反対意見もあっ たのでは?

盛武 市場原理による報酬額崩壊の懸念といったことから内部に混乱がありました。結局、平成11年の地方分権一括法 'での行政書士法改正で削除されることになったのですが、いわば業務独占の廃止の撤回と引き換えのようなかたちです。報酬額規程の削除は行政書士が先陣で、やがて各士業に広がり、今年の弁護士法を最後に、全ての士業で削除されることになります。もともと公正取引委員会は独占禁止法に抵触するという見解を持っていましたが、これまで各士業ともこの分野には反対してきた経緯が

あります。しかし、結局順次に個別対応 を迫られたということです。

反町 料金の自由化は利用者の選択 肢を広げるということでは意義がありますね。

盛武 私としては行政書士制度の向上 という観点からも、行政書士の報酬体係 は改正すべきであると考えていました。 行政書士はそれぞれ専門的知識、情 報、ノウハウを持っていますが、以前の1 枚いくらという料金体系では、それを反 映させることができません。学校法人設 立など、ノウハウ料として数百万円いた だいてもおかしくないような仕事でも、枚 数計算になってしまうわけです。またそ れが職業分類 2において書記的業務と 見なされる根拠ともなっていました。そこ で行政書士法の改正にあたって、第10 条の2第2項として「行政書士がその業 務に関し受ける報酬の額について、統 計を作成し、これを公表するよう努めな ければならない」との条文を新たに設け



ました。第10条の2第1項では「事務所の見やすい場所に、その業務に関し受ける報酬の額を掲示」が求められています。そのためには統計調査がいるということで、2年ごとに全国的に調査をして、市場動向を反映した金額を示す。会員はそれを参考に報酬額を自由に決定できることになりました。

反町 調査結果はあくまで参考で、料金は各自で決める。それによってそれぞれの行政書士が依頼者との間で、適正な業務報酬を取れるようにしたということですね。

盛式 その改正で電子申請時代の電磁的記録の作成や営業上のノウハウの提供など業務の実態と時代変化に対応可能な業務報酬を得るようになりました。

著作権の契約代理

反町 行政書士法改正の二つ目の山 とは?

盛武 法律家として認知されるため、申請代理権と契約代理権の獲得を目指して運動を展開し、平成13年の行政書士法改正でそれを実現したことです。足掛かりになったのは弁理士法改正でした。弁理士が扱う特許権は通商産業省(当時)、行政書士が扱う著作権は文部省(当時)、文化庁という構図がありました。そこに弁理士が、行政書士の業務であ

る著作権関係の契約書類作成業務に 参入するため、弁理士法改正を検討す るようになったのです。弁理士は知的財 産権全体を取り込みたい。とりわけ著作 権について、特に重視したのがビジネス モデル等だったようです。この改正作業 にあたった日行連は、この改正に反対し ました。それに対して特許庁の説明は、 行政書士法で行政書士の業務は行政 手続について書いてある。民民間の契 約代理について行政書士が反対するの はおかしい、というものでした。これに対 して総務省には、行政書士法の目的は、 行政手続と併せて国民の利便に資する ことであり、民民手続も行う。そういう解 釈論を展開していただきました。関係者 の協議の結果、弁理士が営業ノウハウ や著作権等の契約代理を行えるように する改正弁理士法の第4条第3項 3の規 定の施行日を2年間延ばしてもらい、そ の間に行政書士法を改正して、われわ れも契約代理ができるかたちで決着し ました。

同時に、行政書士法第1条を「行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、<u>あわせて、</u>国民の利便に資することを目的とする」と改正して、業務の縮小解釈の余地をなくしました。このことが、申請手続代理しか念頭になかった行政書士会の代理の概念が準司法代理・司法代理へと拡大していくことになりました。行政

- 1 地方分権一括法:正式名は「地方分権の推進を 図るための関係法律の整備等に関する法律」。平成11年7月8日成立。平成12年4月1日施行。国 と地方の役割分担の明確化や権限移譲の推進 等を図るため、関連する475本の法律改正を一括 形式で行ったもの。
- 2 職業分類:**総務省作成の「日本標準職業分類」 厚生労働省編「職業分類」による職業内容。**
- 3 弁理士法第4条第3項:「弁理士は、前二項に規定する業務のほか、弁理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、特許、実用新案、意匠、商標、回路配置若しくは著作物(著作権法(昭和四十五年法律第四十八号)第二条第一項第一号に規定する著作物をいう。)に関する権利若しくは技術上の秘密の売買契約、通常実施権の許諾に関する契約その他の契約の締結の代理若しくは媒介を行い、又はこれらに関する相談に応ずることを業とすることができる。ただし、他の法律においてその業務を行うことが制限されている事項については、この限りでない。」
- 4 行政書士法第1条の3第2号
- 5 行政手続オンライン化法:正式名「行政手続等 における情報通信の技術の利用に関する法律」。 2002年12月6日成立。2003年2月3日施行。法令 で書面によることが規定されている行政手続きに ついてもオンラインでの申請を可能とするために 整備された。書面に署名・押印等が必要な場合は、 電子署名などで代替が可能となる。
- 6 整備法:正式名「行政手続等における情報通信 の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律」。2002年12月6日成 立。2003年2月3日施行。行政手続オンライン化 法だけではカバーできない例外を定める必要があ るものについて、個々の法律の改正をとりまとめ て行ったもの。
- 7 公的個人認証業務法:正式名「電子署名に係る 地方公共団体の認証業務に関する法律」。2002 年12月6日成立。2003年2月3日施行。行政手続 オンラインサービスを利用するにあたり必要とな る、ネットワーク上の情報の改ざん防止や相手の 確認を行ってくれる個人認証サービスの制度につ いて定める。



書士の仕事は「権利義務又は事実証明に関する書類の作成」で、契約書の作成はできるが、その代理はできなかったわけです。ところが「契約代理」と条文に書こうとしたら、今度は日弁連が反対してきました。結局、「契約その他に関する書類を代理人として作成すること」 4 としました。

オンライン化の対応

反町 三つ目の山とはどのようなことだったのでしょうか?

盛武 電子政府実現に向けたオンライン 化の対応のための行政書士法改正です。 平成13年に決定した政府の「e-Japan 重点計画」は、インターネットを通じて、申 請や届出などの手続きをオンラインでで きるようにする計画です。その実現に向け て、行政手続オンライン化法が、整備法が、 公的個人認証業務法でのいわゆる行政 手続オンライン化関係3法が今年2月に 施行されました。問題は、オンライン化法 の手続に代理という概念が抜けていた ことです。実は紙ベースの手続でも、公 証人法。や国税通則法。などの限られ たものを除いては代理人による手続を法 定化したものはありません。民法の代理 に関する規定が適用されているわけで す。そのため電子ベースでも資格者に よる新たな代理規定を設ける必要はな い、そういう意見が政府内にありました。 しかし紙ベースなら、申請書面の余白な りに代理人として記名押印できますが、 電子ベースですと、電子委任状による委 任と代理を認めるか画面上に代理人の 欄を設けなければ、すべて本人申請に なってしまう。これは行政書士にとどまら ず、専門職に重大な影響を与えるという ことから、各士業団体とも連絡会をつく り、代理人による申請を可能とするシス テムをつくってほしいと一生懸命に運動 しました。

反町 各士業の反応は?

盛武 当初、説明会を開いて「オンライン化法ができます。われわれの資格制度は、紙ベースの社会のものであり、電子ベースのものではありません」と訴えたところ、まず税理士会が驚いた。財務省が動き出して、そこから一気に火がつきました。

今回の改正には司法書士が含まれておりませんが、商業登記法、不動産登記法等の手続の電子化は平成17年度までに予定されています。

反町 電子政府構想に対して、日行連はサイバースペースで業務を遂行する ための準備を積極的に進めてこられま した。

盛式 日行連は高度情報通信社会対策本部を設置して検討してきました。これも私が会長になってから取り組んだ一大事業ですが、当時は世界で初めての資格を証明する行政書士の認証局を立ち上げました。また、行政書士が電子申請の業務をするには行政書士の職印に替わる資格証明書が必要になりますが、行政書士法にその規定がありませんでした。そこで平成13年改正で、第6条の2第4項 10は行政書士証票 11について規定しています。

法人化と責任の問題

反町 次に来年8月に施行予定の、今回 の行政書士法の改正についてうかがってまいりたいと思います。大きな改正点 として、行政書士事務所の法人化があります。

盛武 行政書士法に定められる法定業務は、行政書士法第1条の2と第1条3の書類の作成と提出手続代理と契約の民民手続代理の三つです。それとは別に、法令等に基づき行政書士が行うことができるとされている業務について総務省令で定め、その中でも他の法令によりそ

の業務を行うことができる行政書士に制 限が設けられているものを特定業務とし ています。総務省令で定める業務として は、例えば税理士法第51条の2に「行政 書士等が行う税務書類の作成」として ゴルフ場利用税、自動車税などの税目 が挙げられています。特定業務として は、社会保険労務士業務に関し昭和55 年の行政書士法改正で、それまでに入 会していた会員は社会保険労務士の業 務ができると附則に定められました。あ るいは申請取次行政書士といって出入 国管理及び難民認定法施行規則に基 づき外国人本人が出頭することなく、入 国・在留手続ができる制度がある。法人 をつくる際、このような特定業務は定款 にその旨を書かなければなりません。昭 和55年までの行政書士が参加している か、入管の手続の資格者がいるか、それ によって書き方が異なってくるわけです。 このように法制化に伴う業務規程は複 雑化しています。

反町 今回の改正点のひとつに、行政 書士、あるいは行政書士法人に、法令に 違反すると思われる事実があるとき、国 民が都道府県知事に対して適当な措置 をとることを求める懲戒処分請求権があ ります。

盛武 今国会に出された4項目のうち、研修の義務化以外、法人化、国民一般からの懲戒請求権、懲戒者の処分の公表の3点については閣議決定されたことを法律にしているので、すべての隣接法律専門職は横並びで、既に改正済です。 反町 事後チェック型社会への対応ということでしょうか。

盛武 専門家の責任について強調したいのは、業法のみならず、他の法律にも注意を払わなければならないということです。例えば消費者契約法 12です。同法で、われわれのような専門職も事業者 13と見なされます。行政書士が依頼を受け業務委託契約を交わすと、消費者契



8 公証人法:明治41年4月14日成立。明治42年8 月16日施行。最終改正平成14年7月31日。契約 書調印などを含む法律行為とその他私権に関す る事実について、公正証書の作成、私署証書の 認証、定款の認証の権限を有する公証人の職務 権限、職務内容、およびそれらに関する制約事項

9 国税通則法:昭和37年4月2日成立。同年4月1 日施行。国税に関する基本事項および共通規定 を定める法律。各租税法に特則がない限りは、す べての国税に適用される。

について定めている。

- 10 行政書士法第6条の2第4項:「日本行政書士会連合会は、第2項の規定により登録をしたときは当該申請者に行政書士証票を交付し、同項の規定により登録を拒否したときはその旨およびその理由を当該申請者に書面により通知しなければならない。」
- 11 行政書士証票:登録をした行政書士に対して日本行政書士会連合会が交付する資格証明書のこと。平成14年の行政書士法の改正によって一部業務につき、代理権が与えられたことに伴い、新しく導入された。
- 12 消費者契約法: 2000年5月12日成立。2001年4 月1日施行。労働契約を除く、消費者と事業者と の間で結ばれる契約すべてを対象に、消費者が 取り消すことができる契約、無効な条項を定める ことにより消費者を保護する法律。
- 13 消費者契約法第2条第2項:「この法律において 「事業者」とは、法人その他の団体および事業と して又は事業のために契約の当事者となる場合 における個人をいう。」
- 14 プライバシーポリシー(個人情報保護倫理綱領):個人情報を取り扱う基準について定めた規定。
- 15 司法アクセスポイント:司法に関する利用相談窓口のこと。国民がどこでも手軽に 法的紛争を解決する情報やサービスを受けられる仕組みを整備する目的で、設置の検討が進められている。

約法上の賠償責任が課せられ、委託の 瑕疵があって説明責任と情報開示が不 十分なら、それを理由に損害賠償請求 の対象になります。それ以外にも行政書 士が申請書を作成して、それを役所が 受け取った段階で行政情報公開法上の 行政文書となり、一般論としては何人も 開示請求ができることになる。そのとき、 プライバシー侵害が発生したり競争相手 などが情報を入手したりする可能性が ある。行政書士は専門家としてそれを踏 まえて書面を作成したり、依頼者に説明 責任を果たさなければ、消費者契約法 上の責任を問われかねないということです。

その他、行政手続法の不利益処分、 行政不服審查法、成年後見法、個人情 報保護法などが規定する責任が適用さ れます。さらに自治体の条例もある。つ まり、行政書士法で書かれた責任はほ んの一端にすぎず、むしろ周辺にある法 律に定められたさまざまな責任が重要で すが、そこに気付いている専門家の団 体は案外少ないようです。専門職は倫理 綱領の他にプライバシーポリシー(個人 情報保護倫理綱領) 14を作成する。専 門家の賠償責任保険制度の充実も重 要です。日行連は行政書士賠償責任保 険制度を設けていますが、会員には積 極的に加入を勧めていくべきだと思いま す。業務の拡大に伴って責任範囲も拡 大しています。特に行政書士は権利義 務、事実証明に関する書類を扱うのです から研修などを通じて意識を高めていく 必要があります。

試験と研修のあり方

反町 業務の拡大に伴い、試験制度を 見直すことも必要ですね。

盛武 試験センターと日行連との間で 試験問題に関する研究会をつくり、検討 しているところです。いくつか付け加え たい科目が挙がっていますが、総務大 臣の認可が必要で、確定はしていません。ただ将来、試験科目を増やすことは確実です。

反町 合格者が増えています。しかも 優秀な方が多い。絶対評価によって合格者数を決める方式はいいことですね。 盛武 規制緩和で学歴の条件を外した のも原因のひとつでしょう。

反町 試験から一般教養は外さないのですか? 受験者がハイレベルになってきているので、もはや不要ではないでしょうか。

盛武 それについては外せという意見が内部にもありますね。

反町 今回の法改正では、所属する行政書士会、および連合会の研修が義務付けられました。職域の拡大に伴い、研修の中身もかなり大幅に見直していくことになるのでしょうか?

盛武 司法制度改革審議会の見解は、 試験科目によって扱える業務の範囲が 定まるのではないかというものでした。民 事訴訟法や刑事訴訟法の試験を受けな い者に訴訟代理ができるのか、という指 摘です。われわれとしては、準司法手続 を取り込むため、まだ試験科目に加えて いないところはとりあえず講習で能力を 担保することを考えています。そもそも 行政書士の業務は極めて広く、扱う業務 は多種多様であり、それらをすべて行政 書士試験でカバーするのは難しい。そう いう意味で、最先端の法律分野につい て合格後の実務研修の中でさらに勉強 していただいて資質の向上を図るとい うこともあります。

反町 想定されている研修の内容は? 盛武 レベルとしては大学院修士課程。 司法研修、著作権研修、業務研修の3本 柱で考えています。司法研修の科目で いえば「司法手続」、「準司法手続」、 「ADRの実務」という範囲ですが、まだ 具体的な科目は確定していません。

反町 行政書士は多く、全ての会員に、

あらゆる業務に関する研修を義務付けることは不可能に近いと思います。現実の業務も選択的に行っているわけで、研修も特定の分野を選択できるようにする。 併せてレベルを何段階か設けて、すべてクリアすれば、弁護士と同様の高度なサービスをするというかたちの研修が望ましいように思われますが。

盛武 なるほど。私がもう一つ必要性を感じるのが業務改革研修です。士業は営業をしない。われわれ行政書士の顧客は地域住民に限らず、行政、企業とさまざまです。ところがその発想がどうも足りない。私はもともと本田技研工業の営業出身で、営業やマーケティングの感覚を多少は持ち合わせていると自負しています。日行連会長に就任したとき、私は「行政書士のセールスマン」を自分の「売り」にしました。そして行政機関や政治団体あるいは民間に行政書士の能力を売り込み、その成果として法改正、制度の拡充が図られました。これも一種の営業とマーケティングの成果です。

行政書士のさらなる可能性

反町 行政書士業務の今後の展望に ついてうかがいたいと思います。

盛武 行政書士の仕事のパイは無限にあります。狭い部分でひしめき、隙間がないと思い込んでいる方もいますが、広い空間が見えていない。例えば知的財産の業務などまだまだ開拓すべき分野はたくさんあります。

反町 公共サービスの民間開放が国の 大きな政策テーマになっていますが、日 行連で推進するにあたって、コンサルタ ントなどの支え手が大量に必要です。そ ういう領域も期待できますね。

盛武 現に行っている業務では建設業の経営事項審査申請がそれにあたります。行政書士の大きな仕事のひとつに建設業関係業務があります。建設業者

が公共工事を受注するには建設業許可 を受けた上で経営事項審査を受けなければなりません。審査は点数制で、それ によって入札に参加できるかできないか 決まる。行政書士として経営内容を指導 して点数を上げるコンサルタント業務も 行っております。また、都道府県が行う審 査業務を支援すべく事前の申請書類の 点検などの業務委託を受けている行政 書士会があります。そういう分野は今後 広がっていくと思います。

反町 ビジネスをする上で、行政書士の 知識を役立てるという発想をすれば、い くらでも業務を拡大できると思います。

盛武 来年8月に法人化がスタートすれば、行政書士の業務は大きく変わると見ています。パイは確実に広がるはずです。従来、行政書士事務所のマネジメント能力は個人の資質に左右されていましたが、法人になれば、協同で経営能力が問われます。それによって行政書士の業務が劇的に変わるでしょう。営業無くして法人は存続できませんから、業域開拓にも積極的に取り組むようになるはずです。

反町 雇用の拡大が国家的な政策テーマになっています。地方では、高校を含めて新卒者の就職先が減少しています。行政書士事務所で補助者として雇われてはいかがでしょう。働きながら勉強してもらう。事務所の経営の面から考えても、フットワークのいい若手をそろえれば、営業の面でもメリットがあると思います。

盛武 法人化が進み、ビジネスが拡大していけば、それに伴って求人募集も増える。 そのようなかたちで雇用促進という社会的要請にも応えていくべきだと思います。

反町 司法改革によって将来、弁護士が増えるとしても、現状としてまだ足りません。行政書士が民間の法律分野を担うことが期待されます。

盛武 今、総合法律サービスを提供するため司法アクセスポイント 5の拡充についても力を入れています。そもそも民民の権利義務・事実証明に関する仕事をするのは主に弁護士と行政書士ですし、行政書士会には、あらゆる資格者の兼業者がいますから、すべての資格業務の相談に応じられます。

反町 いわば行政書士は一般法であり、その特別法が他の法律専門職種という関係ですからね。

盛武 昨年、アメリカを訪れた際、ロスアンゼルスの新聞で弁護士の広告を見ましたら、会社設立とかイミグレーション、法律無料相談など日本の行政書士の業務をロイヤーそれぞれが専門にしています。 反町 WTOで貿易サービスの自由化による専門資格のグローバルスタンダード化が検討される時代です。将来、資格の統廃合の議論が浮上したとき、行政書士を基盤とすれば、法律専門職全てをロイヤーとして包み込めるかもしれません。

盛武パイの皮のようなものですね。

反町 今後はより自由なお立場から、これまで会長として発揮されたマーケティング能力を新たなフィールドで存分に発揮され、行政書士のさらなる可能性、将来性を追及されるとことと期待しております。

日本行政書士会連合会会長 盛武隆(もりたけたかし)

福岡県生まれ。1973年行政書士登録、滋賀県行政書士会入会。行政書士を専業とし、1989年~2001年5月滋賀県行政書士会会長。1997年~2003年6月日本行政書士会連合会会長。1999年日本社会情報学会顧問。1999年NPOネットワーク行政推進機構理事就任。その他、郵便局におけるワンストップサービスに関する研究委員会委員(郵政省)、行政書士制度のあり方に関する委員会委員(総務省)、官民連携起業手続一元化事業会社設立ボータル研究開発・実証事業審査委員会委員(経済産業省)、財団法人入管協会理事を務める。座右の銘は「卑梁の費(ひりようのきん)」。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com